

登録申請書類の提出日

〇〇年 〇〇月 〇〇日

(一財) 自然環境研究センター理事長 殿

## 記入例

申請者(※1)

氏 名

自然 研太郎

住 所

〒130-8606

電話番号

東京都墨田区江東橋3-3-7

03-6659-6018

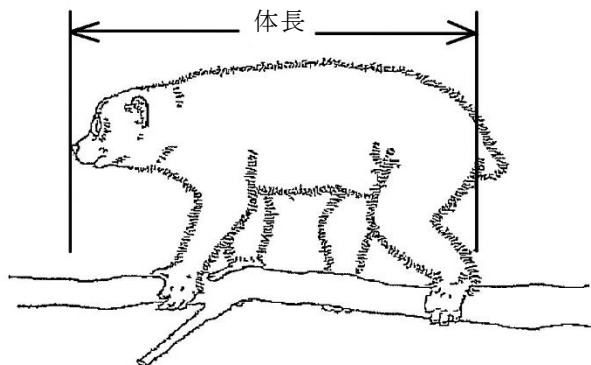
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第20条第2項の規定に基づき、国際希少野生動植物種の個体及び個体の加工品の登録について、次のとおり申請します。

登録を受け る国際希少 野生動植物 種の個体及 び個体の加 工品	種 名	スローリス属
	区 分 (該当する文字を丸で囲むこと。 その他に該当する場合は、括弧内 に具体的内容を記入すること)	生体・その他 ( ) はく製・その他 ( )
	主な特徴 (※2)	体長 29.0cm (〇〇年〇月〇日計測) <del>全長</del> 体重 1050.0g 性別 雄 その他の特徴
	所在地	申請者住所と同じ 登録申請時における個体の所在地
	個体に講じた個体識別措置 及び個体識別番号 (※3)	個体識別措置: マイクロチップ 脚環 個体識別番号: ABCD12345
本邦内繁殖の要件である「1」を 〇で囲む	登録の対象となる要件 (該当する要件の数字を丸で囲むこと。)	<ol style="list-style-type: none"><li>1 本邦内において繁殖させた個体又は個体の加工品であること (政令 (※4) 第8条第1号関係)</li><li>2 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (以下「ワシントン条約」という。) が登録を受ける個体又は個体の加工品に適用される前に本邦内において取得され、又は本邦に輸入された個体又は個体の加工品であること (政令第8条第2号関係)</li><li>3 関税法 (昭和29年法律第61号) 第67条の許可を受けて輸入された個体又は個体の加工品であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであること (1) 商業的目的で繁殖させた個体又は個体の加工品であること (政令第8条第3号イ関係) (2) ワシントン条約の適用される前に、輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体又は個体の加工品であること (政令第8条第3号ロ関係) (3) 政令別表第7に掲げる登録対象個体群 (ワシントン条約附属書Iに掲げられる種と同じ種であるが、特定の地域個体群として附属書Iから除かれている個体群) の個体又は個体の加工品であること (政令第8条第3号ハ関係)</li><li>4 1~3までに掲げる個体であって、既に登録を受けたもののうち、当該登録の有効期間が満了したもの</li></ol>
動植物の管 理者 (所有 者と異なる 場合)	氏 名	
	住 所	
	電話番号	

1. 「主な特徴」欄の記載に当たっては、以下の点に留意すること。

- (1) 以下の数値を計測し、計測した値および計測日を記入すること。
  - ① 体長（下図参照）
  - ② 体重
  - ③ 性別（不明の場合は性別不明と記入）
- (2) 明確な特徴があれば、「その他の特徴」として記載する。

(計測方法)



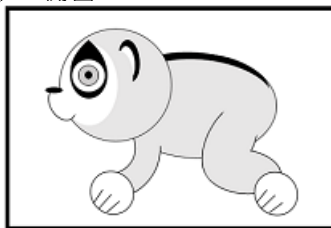
2. 写真の撮影にあたっては、1ヶ月以内に、以下の部位を鮮明に撮影すること。（カラー写真）

- ① 顔の正面（正面から接写したもの）
- ② 体の側面（全身が写っているもの）
- ③ 体の背面（全身が写っているもの。背中模様を明確に写っているもの）
- ④ 複数申請の場合は、すべての登録申請個体を集合させ、個体数が確認可能な写真  
※個体数が多く、集合写真の撮影が困難な場合はご相談ください。

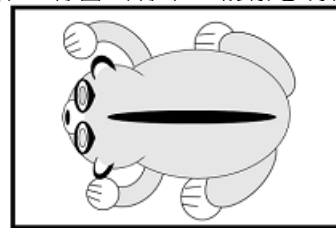
①顔の正面



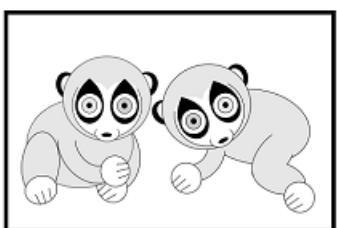
②体の側面



③体の背面（背中模様を明確に）



④複数個体（2個体申請する場合の例）



(写真裏面)

右 申請番号 1

左 申請番号 2

3. 個体識別措置および個体識別番号を記入し、合わせて個体識別証明書および個体識別を証明できる写真を提出すること。

個体識別を証明できる写真は、個体の顔とマイクロチップの読み取り機とマイクロチップ番号が同時に写っている写真を用意します。



※ 写真については、追加の提出を依頼することもあります。予めご了承ください。